

平成26年分の所得税及び復興特別所得税、
消費税及び地方消費税並びに贈与税の確定申告について
(記者発表資料)

○ 平成26年分確定申告の相談・申告書の受付期間は、下表のとおりです。

所得税及び復興特別所得税	平成27年2月16日(月)～平成27年3月16日(月)
個人事業者の 消費税及び地方消費税	平成27年1月5日(月)～平成27年3月31日(火)
贈与税	平成27年2月2日(月)～平成27年3月16日(月)

- (注) 1 所得税及び復興特別所得税の還付申告は、上記の期間前でも提出することができます。
2 平日(月～金)以外でも、一部の税務署では、2月22日と3月1日に限り日曜日も確定申告の相談・申告書の受付を行います。

○ 平成26年分確定申告に係る納期限及び振替納税の場合の振替日は、下表のとおりです。

	納期限	振替日
所得税及び復興特別所得税	平成27年3月16日(月)	平成27年4月20日(月)
個人事業者の 消費税及び地方消費税	平成27年3月31日(火)	平成27年4月23日(木)
贈与税	平成27年3月16日(月)	

- (注) 1 納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかります。
2 振替納税をご利用の方は、事前に預貯金残高をご確認ください。
残高不足等で振替ができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかりますので、ご注意ください。

国税庁ホームページのご紹介

○ 国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) では、「確定申告特集ページ」を設け、ご自宅からの申告をサポートしています。確定申告特集ページでは、

- パソコンで申告書を作成できる確定申告書等作成コーナー
- パソコンで作成した申告書をご自宅から送信できるe-Tax
- お問い合わせの多い事項についてのQ&A

などをご利用いただけます（別添1）。

◆ 「確定申告書等作成コーナー」で申告書が作成できます（別添2）。

- 「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力することにより、**税額などが自動的に計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税並びに贈与税の申告書（以下「申告書」といいます。）**などを作成することができます。

- **24時間いつでも利用可能で、作成途中のデータを保存**することもできます。

- 作成した確定申告書等は**印刷して郵送等により提出**することができます。また、電子申告等データを作成すれば、**e-Taxを利用して送信**することもできます。

- 申告書のほか、青色申告決算書や収支内訳書、預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書を作成することができます。

- タブレット端末から所得税及び復興特別所得税の確定申告書等作成コーナーをご利用いただけます。

※1 タブレット端末からは、パソコンで利用可能な e-Tax による申告や入力データの保存などの一部機能がご利用できません。申告に当たっては、申告書等を印刷の上、添付書類とともに郵送等により税務署に提出する必要があります。

※2 スマートフォンではご利用いただけません。

◆ e-Taxにより申告や納税ができます（別添3）。

- 作成した所得税及び復興特別所得税の確定申告書を e-Tax を利用して提出すると次のようなメリットがあります。

① **添付書類の提出を省略**できます！（注）

② **還付がスピーディー**です！

（注） 提出を省略した添付書類は、法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。

- 平成27年1月13日（火）午前8時30分から3月16日（月）までは、**作成した申告書を24時間 e-Tax を利用して送信**することができます（メンテナンス時間を除きます。）。

- 所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中は、平日だけでなく**全ての日曜日(2月22日、3月1日、8日、15日)にe-Tax・作成コーナーヘルプデスクをご利用**いただけます(電話番号：0570-01-5901^{e-ココクセイ})。
- ◆ **お問合せの多い事項のQ&Aなどを掲載しています。**
 - 確定申告をする必要がある人や申告書の受付期間、申告が間違っていた場合の手続など、お問合せの多い事項のQ&Aを掲載しています。
 - 「確定申告書等作成コーナー」やe-Taxの操作手順等を動画でも解説しています。
 - 確定申告書等の様式や手引きなどがダウンロードできます。

申告相談のご案内

○ 税務署では、確定申告の相談や申告書の提出で来署される納税者の方々のため、次のような取組を行っています。

◆ 税務署の申告相談会場では、パソコンを利用して「確定申告書等作成コーナー」から申告書を作成し、e-Taxを利用して提出をしていただいています。

パソコンを使った申告書の作成を実感していただくとともに、e-Taxの利便性を体験していただける体制を整備しています。

なお、書面による申告書の作成もできます。

◆ 福岡国税局の管内（福岡・佐賀・長崎県の3県）のうち次の税務署については、**税務署庁舎外の会場**（門司署と小倉署及び博多署と福岡署は合同会場となります。）で**確定申告の相談や申告書の受付を行います**。

○ 税務署庁舎外の会場で確定申告の相談等を行う税務署

署名	申告相談会場
門司・小倉 税務署	AIM（アジア太平洋インポートマート）ビル3階 （北九州市小倉北区浅野3-8-1）
博多・福岡 税務署	西鉄ホール（ソラリアステージビル6階） （福岡市中央区天神2-11-3）
西福岡税務署	福岡タワー （福岡市早良区百道浜2-3-26）
大牟田税務署	NTT大牟田ビル1階 （大牟田市不知火町1-3-10）
田川税務署	たがわ情報センター （田川市番田町2-1）
八女税務署	八女伝統工芸館 （八女市本町2-123-2）
筑紫税務署	イオンモール筑紫野2階 （筑紫野市立明寺434-1）
長崎税務署	NBC別館（NBC別館1階ホール） （長崎市上町1-35）
平戸税務署	平戸文化センター （平戸市岩の上町1529）

※ 受付時間は9時から16時までです。

※ 通常、土・日・祝日は開場していません。

※ 上記以外の税務署においては、税務署庁舎内で申告相談を行います。

なお、申告会場の開設期間は、各会場で異なりますので、国税庁ホームページの福岡国税局ページで確認されるか、所轄の税務署におたずねください。

- ◆ 次の申告相談会場では、2月22日と3月1日に限り日曜日も、確定申告の相談や申告書の受付を行います。
なお、税務署は、通常、土・日・祝日は閉庁しています。

○ 会場

署名	申告相談会場
門司・若松・小倉・八幡税務署	AIM（アジア太平洋インポートマート）ビル3階 （北九州市小倉北区浅野3-8-1）
博多・福岡税務署	西鉄ホール（ソラリアステージビル6階） （福岡市中央区天神2-11-3）
香椎税務署	香椎税務署 （福岡市東区千早6-2-1）
西福岡税務署	福岡タワー （福岡市早良区百道浜2-3-26）
佐賀税務署	佐賀税務署 （佐賀市駅前中央3-3-20）
長崎税務署	NBC別館（NBC別館1階ホール） （長崎市上町1-35）

※ 受付時間は9時から16時までです。

※ 門司、若松、小倉、八幡、博多、福岡、西福岡及び長崎税務署の申告会場は、税務署庁舎外の会場となっています（税務署庁舎での申告相談は行っていません）。

- ◆ 税理士会が行う無料申告相談センターの開設

九州北部税理士会による税務支援事業の一環として、昨年に引き続き「税理士会が行う無料申告相談センター」が開設されます。

どちらにお住まいの方でもご利用になれます。

- ※ 前年分の事業、不動産又は雑所得（公的年金等に係る雑所得を除く）の金額が300万円を超える方、前々年分の消費税の課税売上高が3,000万円を超える方、給与収入総額が800万円を超える方、土地・建物・株式等の譲渡所得及び贈与税の相談については、受け付けていません。

○ 会場

申告相談会場	日程等
九州北部税理士会 税理士会館2階 （福岡市博多区博多駅南1-13-21）	平成27年2月16日（月）～2月27日（金） （土、日を除く。） 受付 9時30分～16時00分

- ◆ **確定申告に関するご相談は、電話でも受け付けています。**所轄の税務署にお電話いただくと、自動音声でご案内していますので、確定申告に関するご質問・ご相談は、「0（ゼロ）」を選択してください。
- ◆ **確定申告書作成コーナーの操作マニュアルがダウンロードできます**
国税庁ホームページの福岡国税局ページに掲載する「福岡国税局から確定申告についてのお知らせ」から平成26年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー操作マニュアルなどがダウンロードできます。
申告会場に来場される際は、**事前に当該マニュアルをプリントアウトし、3、4ページに必要事項を記載の上、ご持参いただくと手続きをスムーズに行うことができます。**

主な税制改正について

○ 平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告から適用される主な改正事項等は以下のとおりです。申告の際にはご注意ください。

- ◆ 上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る軽減税率の廃止
 - 上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る 10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止されました。

- ◆ 生活に通常必要でない資産の範囲の拡大
 - 主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産（ゴルフ会員権等）を譲渡して生じた譲渡損失（平成26年4月1日以後の当該資産の譲渡により生ずる損失に限ります。）については、給与所得などの他の所得と損益通算できないこととされました。

- ◆ 住宅借入金等特別控除の適用期限の延長及び拡充
 - 住宅借入金等特別控除について、その適用期限が平成29年末まで延長されるとともに、平成26年4月1日以後平成29年末までの間に一定の住宅の取得等又は認定住宅の新築等をした場合における最大控除額等が拡充されました。

居	住	年	住宅借入金等の 年末残高の限度額	控除率	控除期間	各年の 控除限度額	最大控除 限度額
平成26年1月	特定取得に 該当する場合	～	4,000万円 (5,000万円)	1.0%	10年間	40万円 (50万円)	400万円 (500万円)
平成29年12月	特定取得に 該当しない場合		2,000万円 (3,000万円)	1.0%	10年間	20万円 (30万円)	200万円 (300万円)

(注1) 「特定取得」とは、住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、新消費税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます(租税特別措置法第41条第5項、第41条の3の2第15項)。以下同じです。

(注2) 表中のかっこ内の金額は、認定住宅（認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅）の場合の住宅借入金等の年末残高の限度額等です。

ご留意いただきたい事項

○ 特にご留意いただきたい事項

◆ 復興特別所得税の記載漏れにご注意ください（別添4）。

- 平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成に当たっては、**「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。**

また、還付申告の方も含め、申告される全ての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができますので、是非ご利用ください。

◆ 平成26年分の消費税及び地方消費税の確定申告書の作成に当たっては、下記についてご注意ください（別添5）。

- 消費税（地方消費税を含む。）の税率は、平成26年4月1日から8%（※）です。

平成26年分の消費税及び地方消費税の確定申告書は、課税取引を旧税率が適用されたものと新税率が適用されたものとに区分した帳簿等に基づき作成する必要があります。

※ 平成26年4月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

◆ 確定申告が必要な方の主な例

- 給与収入が2,000万円を超える方
- 給与を1か所から受けていて、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）の合計額が20万円を超える方
- 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）との合計額が20万円を超える方
- 各種の所得金額が所得控除の合計額を超え、その超えた額に対する税額が配当控除額を超える方
- 公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと残額がある方

なお、公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

（注1） 所得税及び復興特別所得税の確定申告の必要がない場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

（注2） 所得税及び復興特別所得税の確定申告の必要がない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

など

- ◆ **申告書を作成する際には誤りにご注意ください。**
(誤り事例)
 - 薬局で購入した日用品や予防接種費用について医療費控除を適用
 - 支払った医療費の金額から生命保険会社や損害保険会社から支払を受ける医療費を補填する保険金などを差し引かずに医療費控除を適用
 - 地震等損害保険契約以外の保険料について地震保険料控除を適用
(平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等を除く。)

- ◆ **添付書類の添付漏れにごご注意ください。**
 - 給与や年金の「源泉徴収票」(原本)
 - 医療費控除を受ける場合の領収書、おむつ使用証明書等
 - 住宅借入金等特別控除を受ける場合の住民票の写しや登記事項証明書等

- ◆ **平成24年分の課税売上高が1,000万円を超える方は、平成26年分の消費税及び地方消費税の確定申告が必要です。**
 - 平成26年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、平成24年分の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、消費税及び地方消費税の申告の必要があります。
 - 平成24年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間(平成25年1月1日から平成25年6月30日までの期間)の課税売上高が1,000万円を超える場合には、平成26年分の消費税及び地方消費税の申告の必要があります。
なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

- ◆ **振替納税のご利用をお願いします(別添6)。**
所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税(個人事業者)については、金融機関の預貯金口座から振替により納税する便利な制度(振替納税)がありますので、是非ご利用ください。

- ◆ **還付金の受取りは、口座振込のご利用をお願いします(別添7)。**
還付金の受取りは、預貯金口座への振込みをご利用ください。
申告書の「還付される税金の受取場所」欄に申告者(本人)名義の口座番号等を記載してください。
※ 振込先口座の記載誤りにより振込みができなかった場合は、正しい振込先を確認した後、改めて振込手続を行うため、還付金の受取りが遅れてしまうこととなりますので、振込先を正確に記載して提出してください。

- ◆ **税務職員を装った不審な電話・「振り込め詐欺」にごご注意ください(別添8)。**
税務職員を装い、現金自動預け払い機(ATM)を操作させ、振込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害が発生していますので、ご注意ください。

東日本大震災への対応

平成26年分確定申告期における対応

〔申告相談体制の整備等〕

- ① 福島県の一部の地域（※）に納税地を有する納税者の方については、平成22年分から平成25年分の所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税並びに贈与税について、平成27年3月31日（火）までに申告・納付等の手続きを行っていただくこととしておりますので、申告・納付等の手続きがお済みでない方は、お早めに所轄の税務署又は最寄りの税務署にご相談願います。
なお、平成26年分の所得税及び復興特別所得税並びに贈与税の申告・納付等の期限は平成27年3月16日（月）です。
- ② 東日本大震災の影響により、住所地を離れて避難されている方につきましては、所轄の税務署のほか、最寄りの税務署でもご相談いただけます。

※ 福島県の一部の地域

	地 域	地域を管轄する税務署
福島県	川俣町	福島署
	田村市	郡山署
	南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村	相馬署

「確定申告特集ページ」について

- インターネットをご利用の方は、確定申告特集ページを是非ご覧ください。このページでは、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税並びに贈与税の申告に関する情報を以下のとおり提供しています。

【確定申告特集ページ】

申告手続等の基本情報を項目別にご案内

初めて確定申告をされる方へ申告手続等を分かりやすくご案内

動画で確定申告に関する手続をご案内（別紙参照）

平成26年分 確定申告に関する情報の総合窓口

確定申告特集

このページでは、個人の方に向けた所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告並びに贈与税の申告に関する情報を提供しています。

所得税および復興特別所得税・贈与税
3月16日(月)までに申告・納税

個人事業者の消費税および地方消費税
3月31日(火)までに申告・納税

確定申告に関する基本情報のご案内

- 申告書の提出が必要な方
- 確定申告期に多いお問合せ事項 Q&A
- 税制上の主な変更点
- 申告書の提出先 (税務署の管轄一覧)

▶ 東日本大震災により被害を受けた方

▶ 電子証明書の有効期間は3年!

▶ 白色申告の方の記帳・帳簿等の保存について

▶ ふるさと納税をされた方

初めて確定申告をされる方

▶ 初めて確定申告される方へ確定申告の手続などをご案内します。

動画で見る確定申告

▶ 確定申告に関する情報を分かりやすい動画でご覧いただけます。

パソコンで申告書等を作成される方 (確定申告書等作成コーナーへ)

▶ 作成した申告書等は「印刷して郵送等で提出」または「e-Taxにより送信」することができます。

パソコンで申告書等を作成する場合の利用方法(入力例など)

e-Taxをご利用になる場合の事前準備

e-Taxを初めてご利用される方は、事前準備が必要です。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

操作に関するお問い合わせはこちら

確定申告書などの様式・手引き(PDF)はこちら

◎ 国税府トップページ ◎ ご意見・ご要望 ◎ 確定申告リンク集 ◎ リンク設定 ◎ サイトマップ ◎ 国税庁 Copyright © 2015 NATIONAL TAX AGENCY ALL Rights Reserved.

確定申告書等作成コーナー

確定申告書等作成コーナーやe-Taxの操作手続等をご案内

○ 国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」～確定申告に関する番組一覧～

番組の対象者	番組名	
国税庁ホームページで 申告書を作成される方		確定申告書等作成コーナーの 利用方法
		e-Tax（電子申告）で申告を行うための 事前準備
住宅ローン控除を 受けられる方		住宅ローン控除還付申告手続
医療費控除を 受けられる方		医療費控除を受ける方
年金収入がある方		年金収入がある方の確定申告
不動産収入のある方		不動産収入がある方の確定申告
株式の譲渡所得の 申告をされる方		上場株式等の譲渡所得 及び配当所得の申告手続
更正の請求又は 修正申告をされる方		税額を多く申告していたとき 少なく申告していたとき
白色申告の方		白色申告の方の記帳義務と 帳簿等保存義務とは
消費税の 申告をされる方		消費税の確定申告（一般課税）
		消費税の確定申告（簡易課税）

※ 「寄附金控除を受ける方（ふるさと納税をされた方）」、「災害等にあったときの税の軽減」の2番組を平成27年1月に配信予定。

※ インターネット番組「Web-TAX-TV」は、YouTube「国税庁動画チャンネル」でも配信。

確定申告書等作成コーナーについて

作成できる申告書等

- ◆ **所得税及び復興特別所得税の確定申告書**
給与所得のある方の還付申告や事業を営む方の申告のほか、土地・建物や株式等の譲渡、各種所得の損益の通算や損失の繰越の計算がある方など、山林所得を除く全ての所得に対応した申告書を作成できます。
(注) 申告内容によっては、ご利用できない場合がありますので、国税庁ホームページでご確認ください。
- **タブレット端末からもご利用いただけます。**
 - ※1 タブレット端末からは、パソコンで利用可能なe-Taxによる申告や入力データの保存などの一部機能がご利用できません。申告に当たっては、申告書等を印刷の上、添付書類とともに郵送等により税務署に提出する必要があります。
 - ※2 スマートフォンからではご利用いただけません。
- ◆ **青色申告決算書等**
青色申告決算書及び収支内訳書の一般用、農業所得用、不動産所得用を作成できます。また、青色申告決算書については、現金主義用も作成できます。
- ◆ **消費税及び地方消費税の確定申告書**
個人事業者の方が提出する「消費税及び地方消費税の確定申告書」の一般用、簡易課税用及び各申告書に添付する付表を作成できます。
- ◆ **贈与税の申告書**
財産の贈与を受けた個人の方が提出する「贈与税の申告書」を作成できます。
- ◆ **振替納税の預貯金口座振替依頼書**
振替納税を利用する方が提出する「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を作成できます（e-Taxによる提出はできません。）。

e-Taxについて

e-Taxの受付時間(送信可能時間)

平成27年1月13日(火)～3月16日(月)	左記の期間以外
<ul style="list-style-type: none"> ・全期間(土日祝日を含む。) 24時間 <p>(注1) 平成27年1月13日(火)は、午前8時30分から利用可能です。 (注2) メンテナンスは、毎週月曜日午前0時～午前8時30分を予定しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・月曜日～金曜日(祝日等を除く。) 8時30分～24時

e-Tax・作成コーナーヘルプデスクの受付時間

電話番号：0570-01-5901

平成27年1月13日(火)～3月16日(月)	左記の期間以外
<ul style="list-style-type: none"> ・月曜日～金曜日(祝日を除く。)及び 2月16日から3月16日の間の日曜日 (2月22日、3月1日、8日、15日) 9時～20時 	<ul style="list-style-type: none"> ・月曜日～金曜日(祝日等を除く。) 9時～17時

e-Taxを利用するには

- 市区町村等で電子証明書を取得し、ICカードリーダライタをご用意ください(手数料や費用がかかります。)

(注1) 住民基本台帳カードに格納された電子証明書は、社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成28年1月以降に申請・交付が開始される「個人番号カード」に格納されます。

(注2) 平成29年1月以降は、現在の認証方式に加え、公的個人認証サービスに基づく電子証明書及びICカードリーダライタを利用しない新たな認証方式が導入されます。

- 「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。
画面の案内に従って入力すれば、e-Taxを利用するための手続から申告書の作成・送信までを行うことができます。

- 詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

www.e-tax.nta.go.jp

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしています。

※ で できます。

復興特別所得税額の記載漏れに係る注意喚起について

<確定申告書A用をご利用される方>

表面

⚠ 復興特別所得税の記載漏れにご注意ください！

平成 25 年分から平成 49 年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の 2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成に当たっては、**「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。**

※ 還付申告の方も含め、申告される全ての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。

注意!

平成 26 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A

氏名 国税 太郎

再差引所得税額 (基準所得税額 (32) - (33))	(34)	22100
復興特別所得税額 (34) × 2.1%	(35)	464
所得税及び復興特別所得税の額 (34 + (35))	(36)	22564

給与	①	1564500
配当	②	
一時所得	③	
合計	④	1564500
社会保険料控除	⑤	260497
小規模企業共済等掛金控除	⑥	
再差引所得税額 (36) - (37)	(38)	22100
復興特別所得税額 (38) × 2.1%	(39)	464
所得税及び復興特別所得税の額 (38 + (39))	(40)	22564

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができますので、是非ご利用ください。

国税庁ホームページ

◎ 確定申告書B用をご利用される方は裏面をご覧ください。

税務署

⚠ 復興特別所得税の記載漏れにご注意ください！

平成 25 年分から平成 49 年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の 2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成に当たっては、「**復興特別所得税額**」欄の記載漏れのないようご注意ください。

※ 還付申告の方も含め、申告される全ての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。

注意！

FA0120 ■ 第一表 (平成二十六年分以降用)

再差引所得額 (基準所得税額) (40) 22100

復興特別所得税額 (40×2.1%) (41) 464

所得税及び復興特別所得税の額 (40+41) (42) 22564

公的年金等	2764500	任意所得	22100
短期		再差引所得額 (基準所得税額)	22100
長期		復興特別所得税額 (40×2.1%)	464
時		所得税及び復興特別所得税の額	22564
事業等		外国税額控除	
業		所得税及び復興特別所得税の課税控除	42882
不動産		所得控除及び復興特別所得税の課税控除	20318
利子			

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができますので、是非ご利用ください。

国税庁ホームページ

消費税の確定申告書を提出される場合は、

消費税の引上げに伴い、適用税率ごとに区分して計算する必要があります。

消費税（地方消費税を含む。）の税率は、平成26年4月1日から8%^(注1)です。

平成26年4月1日を含む課税期間の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには・・・

帳簿等において、課税取引を適用税率ごとに区分^(注2)しておく必要があります。

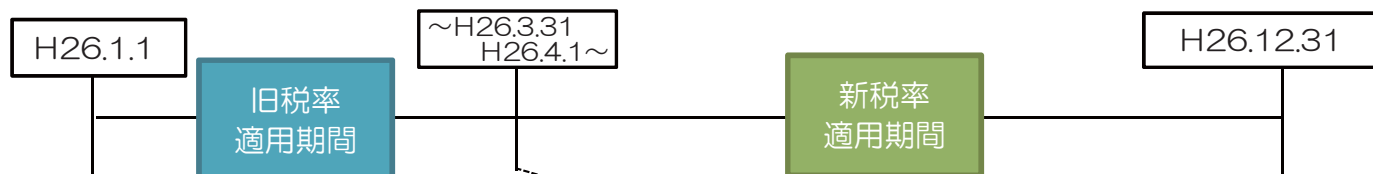
- (注1) 平成26年4月1日以降に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。
 (注2) 1枚の請求書の中に、平成26年3月31日以前の取引と平成26年4月1日以降の取引が混在している場合（【例】4月分の請求書で請求する期間が3月21日～4月20日の場合等）がありますのでご注意ください。詳しくは国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の「消費税法改正のお知らせ」をご覧ください。

申告書の作成手順について、下図の設例を基に説明します。

1 課税売上げや課税仕入れ等について、適用される新・旧税率ごとに区分

(設例)

〇〇鮮魚店を営む国税太郎の当課税期間（平成26年1月1日～平成26年12月31日）の課税売上高等の状況は、次のとおりです。



項目	税率4%適用分 (注3)	税率6.3%適用分 (注4)	課税期間の 合計金額
1 課税期間中の課税売上高 (税込み) ※全額が第二種事業に該当	8,250,000	24,750,000	33,000,000
2 課税期間中の課税仕入れの金額 (税込み)	6,600,000	19,800,000	26,400,000

(注3) 「税率4%適用分」 ⇒ 消費税及び地方消費税の合計税率が5%のもの

(注4) 「税率6.3%適用分」 ⇒ 消費税及び地方消費税の合計税率が8%のもの

2 付表1及び付表2-2の作成（簡易課税の場合は、付表4及び付表5-2）

裏面を参考に付表を作成します。

3 消費税及び地方消費税の申告書の作成（作成した付表から申告書に転記）

作成した付表から申告書に転記します。

《一般課税の場合の記載例》

第28-(4)号様式

付表1 旧・新税率別、消費税額計算表
兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕 一般

課税期間		26.1.1~26.12.31		氏名又は名称	国税 太郎
区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)	
課税標準額 ①	000	7,857,000	22,916,000	30,773,000	
消費税額 ②		314,280	1,443,708	1,757,988	
控除過大調整税額 ③					
控除対象仕入税額 ④		251,428	1,155,000	1,406,428	

- ㊦ 税率4%適用分の課税売上高（税込み）に100/105を掛けて、千円未満の端数を切り捨てた金額を記載します。
- ㊧ ㊦で算出した課税標準額に4%を掛けて消費税額を計算します。
- ㊨ 税率6.3%適用分の課税売上高（税込み）に100/108を掛けて、千円未満の端数を切り捨てた金額を記載します。
- ㊩ ㊨で算出した課税標準額に6.3%を掛けて消費税額を計算します。

第28-(5)号様式

付表2-(2) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕 一般

課税期間		26.1.1~26.12.31		氏名又は名称	国税 太郎
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)	
課税売上額（税抜き） ①		7,857,142	22,916,666	30,773,808	
課税仕入れに係る支払対価の額（税込み） ⑧		6,600,000	19,800,000	26,400,000	
課税仕入れに係る消費税額 ⑨		251,428	1,155,000	1,406,428	
課税貨物に係る消費税額 ⑩					

- ㊰ 税率4%適用分の課税売上高（税込み）に100/105を掛けた金額を記載します。
- ㊱ 税率4%適用分の課税仕入れの金額（税込み）を記載します。
- ㊲ 税率6.3%適用分の課税売上高（税込み）に100/108を掛けた金額を記載します。
- ㊳ 税率6.3%適用分の課税仕入れの金額（税込み）を記載します。

《簡易課税の場合の記載例》

第28-(6)号様式

付表4 旧・新税率別、消費税額計算表
兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕 簡易

課税期間		26.1.1~26.12.31		氏名又は名称	国税 太郎
区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)	
課税標準額 ①	000	7,857,000	22,916,000	30,773,000	
消費税額 ②		314,280	1,443,708	1,757,988	
貸倒回収に係る消費税額 ③					
控除対象仕入税額 ④		251,424	1,154,966	1,406,390	

- ㊴ 税率4%適用分の課税売上高（税込み）に100/105を掛けて、千円未満の端数を切り捨てた金額を記載します。
- ㊵ ㊴で算出した課税標準額に4%を掛けて消費税額を計算します。
- ㊶ 税率6.3%適用分の課税売上高（税込み）に100/108を掛けて、千円未満の端数を切り捨てた金額を記載します。
- ㊷ ㊶で算出した課税標準額に6.3%を掛けて消費税額を計算します。

第28-(7)号様式

付表5-(2) 控除対象仕入税額等の計算表

〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕 簡易

課税期間		26.1.1~26.12.31		氏名又は名称	国税 太郎
I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額					
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)	
課税標準額に対する消費税額 ①		314,280	1,443,708	1,757,988	
貸倒回収に係る消費税額 ②					
売上対価の返還等に係る消費税額 ③					
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 (① - ② - ③) ④		314,280	1,443,708	1,757,988	
II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額					
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)	
④ × みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%) ⑤		251,424	1,154,966	1,406,390	
III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額					

- ㊸ 付表4の②B欄から金額を転記します。
- ㊹ ④のB欄の消費税額に該当するみなし仕入率を掛けて計算します。（設例の場合は第二種事業に該当するため80%のみなし仕入率を適用）
- ㊺ 付表4の②C欄から金額を転記します。
- ㊻ ④のC欄の消費税額に該当するみなし仕入率を掛けて計算します。（設例の場合は第二種事業に該当するため80%のみなし仕入率を適用）

※ 上記の記載例は、各付表の記載方法の一部を抜粋したのになりますので、詳しい書き方などは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

振替納税をご利用ください。

- 振替納税は、ご指定の金融機関の預貯金口座から納税額が自動的に引き落としされる便利な制度です。振替納税を利用することで、現金を持ち歩かなくても済むほか、預貯金残高を確認しておくだけで、金融機関又は税務署に出向かなくても済むというメリットがあります。

～ 振替納税を利用するには ～

- 振替納税を利用する場合には、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」（振替依頼書）に必要事項を記載し、金融機関への届出印を押印の上、納税地を所轄する税務署に提出してください。
- 確定申告書等作成コーナーで申告書を作成される方は、同時に振替依頼書の作成ができます。また、国税庁ホームページで作成することもできます。
作成した振替依頼書は、印刷し、金融機関への届出印を押印等の上、提出してください。

- (注) 1 振替依頼書は、納期限までに提出していただく必要があります。
- 2 税目ごとに手続が必要なため、既に所得税及び復興特別所得税について振替納税を利用いただいている方でも、消費税及び地方消費税について振替納税を利用される場合は、改めて手続が必要となります。
- 3 転居等により申告書の提出先の税務署が変更になった場合には、新たに手続が必要となります。
- 4 インターネット専用銀行等の一部金融機関及びインターネット支店等の一部店舗では振替納税が利用できませんので、ご利用の可否については取引先の金融機関にご確認ください。
- 5 贈与税の納税に当たっては、振替納税はご利用になれません。

平成 26 年分の 所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税の 確定申告分の納期限等

- 所得税及び復興特別所得税
納期限 平成 27 年 3 月 16 日 (月)
振替日 平成 27 年 4 月 20 日 (月)
- 消費税及び地方消費税
納期限 平成 27 年 3 月 31 日 (火)
振替日 平成 27 年 4 月 23 日 (木)

【国税庁・国税局・税務署からのお知らせ】

国税還付金の受取りは、 口座振込をご利用ください。

口座振込をご利用になると…

- 指定されたご自身の口座へ自動入金されます。
- 全国の金融機関(ゆうちょ銀行を含む)を利用できます。

還付される税金の振込先の記載方法

申告書の「還付される税金の受取場所」欄等に次の記載例にしたがって記入します。

- ※還付金の振込みは、申告者(本人)名義の口座に限ります。
- ※口座名義に、店名、事務所名などの名称(屋号)が含まれる場合は入金できません。

● 銀行・信用金庫等の口座への振込みの場合

(所得税確定申告書の場合)

銀行名、支店名は通帳等で確認して記入してください。

還付される税金の受取場所	〇〇〇〇	銀行 金庫・組合 農協・漁協	△△△△△	本店・支店 出張所 本所・支所
	郵便局名等	※記載不要	預金種類	普通 当座 附随準備 貯蓄
	口座番号 記号番号	1 2 3 4 5 6 7		

該当欄に○印を記入してください。(総合口座は「普通」)

(注) インターネット専用銀行は、特定の銀行を除き振込みができませんので、お取引先の銀行へお問い合わせください。

● ゆうちょ銀行(郵便局)の貯金口座への振込みの場合

ご注意

- 1 平成21年1月から開始した他の金融機関との振込用の「店名(店番)」「口座番号」は、記載しないでください。(従来の「記号」「番号」を記載してください。)
- 2 「記号」部分の5桁以降(通帳再発行時に表示される「-2」などの枝番)は、記載しないでください。
(例: 1 2 3 4 0 - 2 - 1 2 3 4 5 6 7 1)

(所得税確定申告書の場合)

貯金口座の「記号」「番号」を通帳等で確認して記入してください。

還付される税金の受取場所	※記載不要	銀行 金庫・組合 農協・漁協	※記載不要	本店・支店 出張所 本所・支所
	郵便局名等	※記載不要	預金種類	普通 当座 附随準備 貯蓄
	口座番号 記号番号	1 2 3 4 0 - 1 2 3 4 5 6 7 1		

「記号」(5桁) 「番号」(2~8桁)

【国税庁・国税局・税務署からのお知らせ】

税務職員を装った不審な電話・ 「振り込め詐欺」にご注意ください

税務職員を装い、現金自動預け払い機(ATM)を操作させ、
振込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害が発生しています。

税務職員が納税者の皆様に電話でお問い合わせする場合は、提出していただ
いた申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としております。
また、税務署や国税局では、

1. 還付金受取のために金融機関等の現金自動預け払い機(ATM)の操作を求めることはありません。
2. 国税の納税のために金融機関の口座を指定して、振込みを求めることはありません。

のでご注意ください。

ご不審な点があるときは、所轄の税務署までお問い合わせください。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください

www.nta.go.jp

国税庁

検索

